

指名停止措置一覧

令和6年10月18日現在

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止の措置要件
中外テクノス株式会社	令和4年11月24日から 令和6年11月23日まで 24か月間	中外テクノス株式会社は、広島県広島市が発注する特定コンピューター機器の入札等に際し、独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規程に違反する行為を行ったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表第2第2号（独占禁止法違反行為）
株式会社久米設計	令和5年12月28日から 令和7年12月27日まで 24か月間	株式会社久米設計の九州支社長が、宮崎県串間市発注に係る公共工事の設計業務に関して、令和5年11月16日、公契約関係競売等妨害罪等の疑いで宮崎県警に逮捕された。	別表第2第3号（競売入札妨害又は談合）